

第82回
沖縄地方交通審議会
船員部会 議事録

平成27年8月28日（金）

沖縄総合事務局

第82回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 平成27年8月28日（金）14時00分
場 所 沖縄総合事務局 5F 「海技試験室」

出席者 :

公益委員 宮里委員、儀部委員、上江洲委員
労働者委員 姫路委員、大崎委員、屋比久委員
使用者委員 大城委員

沖縄総合事務局 宮里船舶船員課長、野原課長補佐
西専門官

議事次第

○開 会

○議 事

1. 第81回船員部会の議事録承認について
2. 「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業の最低賃金」及び「沖縄海上旅客運送業の最低賃金」の改正に関する諮問・審議付託について
3. 管内の雇用状況等について
4. 意見交換

○閉 会

(配付資料)

1. 第81回船員部会の議事録（案）
2. 諮問書（写し）
3. 付託文（写し）
4. 意見聴取官報公示
5. 最低賃金改正スケジュール
6. 船員職業紹介実績等一覧表（平成27年7月分）

宮里部会長

定刻でございますので、第82回船員部会を始めさせていただきます。
本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局からお願ひします。

事務局（西専門官）

本日は、公益委員3名、労働者委員3名、使用者委員1名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たし、有効に成立していることを御報告いたします。

まず初めに、8月1日付の人事異動に伴い、辻委員に代わりまして琉球海運株式会社で職場委員をされております屋比久様が労働者委員として就任されたことをご報告いたします。それでは、ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

屋比久委員（労）

（屋比久委員による挨拶）

事務局（西専門官）

ありがとうございました。次に、配付資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

宮里部会長

それでは、初めに第81回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。

お手元に配付されています議事録を御確認ください。

議事録のとおりでよろしいでしょうか。

各委員

（「異議無し」）

宮里部会長

では、異議なしということで承認されたものといたします。

続きまして、議題2の「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業の最低賃金」及び「沖縄海上旅客運送業の最低賃金」の改正に関する諮問・審議付託について」について、事務局にご説明をお願いします。

事務局（西専門官）

最低賃金の改正に関する諮問についてご説明させて頂きます。

配付資料の2番目の「最低賃金の改正に関する諮問について」をご覧ください。

この諮問書のとおり、8月6日付で沖縄総合事務局長より沖縄地方交通審議会長あて諮問を行っております。

まず、当局管内の船員の特定最低賃金につきましては、「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業」「沖縄海上旅客運送業」の2業種が設定されております。平成9年より実施され、その後数回、一部改正が行われており、昨年の平成26年に2業種全ての最低賃金額の改正が行われました。

今年度の沖縄県の経済状況においては、昨年度に引き続き、個人消費の堅調な動き、消費者物価指数の上昇及び雇用情勢の改善傾向にあるとして、沖縄県をはじめ他の機関においても「景気は拡大している」との判断を行っております。

以上のことから最低賃金法第35条第7項の規定に基づき、今年度も船員の労働条件の改善を図る必要があると判断し、「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業」「沖縄海上旅客運送業」の最低賃金の改正に関し諮問を行うこととしております。

8月7日に船員部会への審議付託が行われ、船員部会に最低賃金専門部会に設置されることとなります。

船員の特定最低賃金の改正を行う場合、意見聴取のための官報公示手続きを行いまして15日間公示することが決められております。なお、配付資料のとおり、8月26日に官報に掲載済みです。

今後のスケジュールは去年と同じスケジュールで進めたいと思います。

まず、10月中に2業種の最低賃金専門部会の臨時委員の手続きを行い、第1回目の最賃専門部会は、11月の船員部会と同じ日に、2回目は12月の船員部会と同じ日を予定しております。また、その日の内に決裁をとりスケジュールが合えば、そのまま局長室で答申を行いたいと思っております。

その後、官報公示で周知等を行い3月に最低賃金の効力発生を予定しております。

宮里部会長

事務局からの説明にもありましたとおり、沖縄総合事務局長より沖縄地方交通審議会長へ船員の最低賃金に関する諮問がなされました。

これを受け沖縄地方交通審議会会长から船員部会へ審議付託し、部会に各業種毎の最低賃金部会が設置され審議いただくこととなりましたのでよろしくお願ひします。

また、専門部会の臨時委員については、船員部会運営規則第11条第5項の規定に基づき部会長より指名されることとなります。

ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

大崎委員（労）

今回の資料の官報なんですけど、これは、近畿と沖縄だけが記載されていますが、他の地区はどうですか。

事務局（西専門官）

これは各地方運輸局で諮問する時期が違うからで、本省で何件かまとめて公示手続きをしているので、たまたま近畿と沖縄が同じ時期に公示されたわけです。すでに公示された地方運輸局もございます。

宮里部会長

はい。ほかにございますか。

私からちょっとといいですか。もう他の運輸局は諮問されているのですか。

事務局（西専門官）

はい。

宮里部会長

中央はどうですか。

事務局（西専門官）

中央のほうはもうやっておりまして、全運輸局やるという予定になっております。関東運輸局などいくつかの局は、もうやっています。

宮里部会長

もう答申が出たのですか。

事務局（西専門官）

いや、答申はまだで、諮詢だけです。

宮里部会長

諮詢だけですよね。早過ぎますよね。

大崎委員（労）

陸上がこの間、出てました。

事務局（西専門官）

最低賃金専門部会のスケジュールは大体ほかの地方運輸局と同じぐらいの時期に開催予定で、大体11月と12月頃を予定しております。

宮里部会長

はい。わかりました。いや、陸上は何か駆け引きがあるみたいですね。ただ海上の場合は大体、中央と同等でやってますよね。

事務局（西専門官）

船員の場合、ほかの運輸局の様子をみながらというより、東京で出た答申を参考にしながら進めていく形になると思います。

宮里部会長

はい。わかりました。ほかに御質問ございませんでしょうか。ないようですので、議題3の管内の雇用状況等につきまして、事務局に御説明をお願いいたします。質問は最後にお願いします。

事務局（野原補佐）

平成27年7月分の管内雇用状況等の概要について報告いたします。

● 求人状況について

新規求人数は11件でした。前月は13件で2件減少、また、前年同月は0件で11件増加となっております。月間有効求人数は24件でした。前月は20件で4件増加、また、前年同月は25件で1件減少となっております。

月間有効求人数 24件の内訳としましては、商船等 22件、漁船 2件となっております。月末未済求人数は 20件でした。

● 求職状況について

新規求職数は 8名でした。前月は 12名でしたので、4名減少、また、前年同月は 7名で 1名増加となっております。新規求職数 8名の内訳としましては、商船等 7名、漁船 1名となっております。月間有効求職数は 21名でした。前月は 25名でしたので 4名減少、また、前年同月は 22名でしたので 1名減少となっております。

月間有効求職数 21名の内訳としましては、商船等 16名、漁船 5名となっております。月末未済求職数は 17名でした。

● 成立状況について

7月は 0件でした。

● 求人倍率について

7月の月間有効求人倍率は、1.14倍でした。前月は 0.80倍でしたので 0.34ポイント増加、また、前年同月は 1.14倍でしたので 増減無しとなっております。

● 新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

7月の新規求職者 8名のうち離職者 5名の退職理由としましては、5名全員自己都合となっており、離職以外の方 3名の求職理由としましては、2名は就業中に転職を希望するもので、1名はその他でした。

新規求職者が所属していた会社所在地につきましては、管内が 2名、管外が 6名となっております。

● 失業等給付支給内訳について

基本手当 受給者 実人員は 1名、支給延べ件数は 1件で、基本手当支給金額は 154,252円、その他の支給はありませんでしたので、総支給額は、154,252円でした。

宮里部会長

ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますか。

大崎委員（労）

2ページ目の下の段に、陸上勤務中の転職希望者が 1名、管内におられるんですけども、これは、ハローワークに出されてこちらのほうに回ってこられた方という解釈でよろしいですか。

事務局（野原補佐）

はい。その通りです。

大崎委員（労）

そういう場合は陸上も出しているし、海上も出しているっていう並行でいけるわけですか。

事務局（野原補佐）

はい。

大崎委員（労）

私の経験上でね、どちらかって言われたことがあったんだけど、こっちに出すの、どちらに出すんですかっていうのを言われたことがあるんです。随分昔なんですけどね。それは、ないんですか。

事務局（野原補佐）

船員職業安定法では、法令違反等がなければ、いかなる求人又は求職の申込みについてもこれを受理しなければならないこととなっています。

大崎委員（労）

こちらに出されて、求人の雇用人数がハローワークというか、今、一括になった中で、ダブルで勘定されるってことはないわけね。

結局、色分けしておかないといけないのかなって気はするけど、どっちにも働く意欲があれば、海上も取り合いだからね。今はね。そこはオーケーなんだけど。その中で、海上の求人、いや求職を出すときに、健康証明って要りますか。

事務局（野原補佐）

指定医師の証明する健康証明書の提出が必要となります。ただし、健康証明の有効期間を経過していない船員手帳を有する方は、その船員手帳で確認しております。

大崎委員（労）

それは海上だけ。ハローワークはやってないですよね。海上だけがその健康証明書が必要だって。

事務局（野原補佐）

ハローワークの取扱については把握しておりませんが、船員の場合は、健康証明書を確認しております。

大崎委員（労）

健康証明の確認が出来ない場合は、本人が口頭で健康だって言ったら、それは受理してもらえるっていうことですか。

事務局（野原補佐）

健康証明書が求職申込み時に提出されない場合は、当該書類が提出されるまでの間は当該申込みは仮に受け付けたものとしています。

大崎委員（労）

3ページの上の段に、事務部のその他の求職者1名、この方は何を望んでおられるのか教えていただきたい。

事務局（野原補佐）
司厨員でございます。

大崎委員（労）
これは、船種は何なんですか。

事務局（野原補佐）
セメント船です。

姫路委員（労）
ちょっとよろしいですか。セメント船はその他ではなく貨物船に分類されるのではなか。事務局の振り分け方（考え方）だとタンカーもその他になると思いますが。

事務局（野原補佐）
内容を精査し次回、回答させて頂きます。

宮里部会長
ほかにございますでしょうか。ないようであれば、議事4の意見交換に移りたいと思います。何かございますでしょうか。

大崎委員（労）
9月の話ですけども、9月の15、16、17日とFOC・POCキャンペーンというものをやります。今年3回目ということで、年3回やってますので、9月の時期になりましたので。例年3日間、沖縄ではなかなか実績が上がってませんけども全国でやりますのでよろしくお願いします。また御案内のほうは外国船舶監督官にも出させてもらいますのでよろしくお願いします。

宮里部会長
はい。ありがとうございます。海員組合沖縄支部のほうからですね、沖縄地方交通審議会船員部会会長宛て、毎年行われている沖縄潮風会の開催案内があります。私も例年行くようにはしてるんですが、今年は出張で行けません。申しわけないんですがどなたか行かれる方は、是非、よろしくお願いします。

では、ほかに御意見等、御質問等がないようでしたら事務局より前回の質問に対する回答がありますのでお願いします。

事務局（野原補佐）
前回、大崎委員のほうから御質問があった1ページ目にあるパーセンテージが示す意味についてでございますが、それは前回からどの位増えたか減ったかについて比率で表しております。つまり対前年（月）増減率でございます。

他の運輸局については、対前年増減率を使っているところと対前年比を使っているところがございました。両方の違いを例えると、1ページ目の7月の新規求人数について対前年増減率を使うとマイナス15%となり

ますが、前月比で表すと 85% ということになります。

宮里部会長

はい。よろしいでしょうか。それでは、事務局から連絡をお願いします。

事務局（西専門官）

9月の船員部会は9月25日金曜日、5階海技試験室で、14時から開催いたします。出席できない場合は、事前に事務局まで御連絡ください。

今回の議事録案につきましては後日、いつもどおりメールで照会させていただきますので、ご確認をお願いします。

宮里部会長

それでは、本日の部会はこれで終了いたします。

お疲れさまでした。